

# 消費生活相談トラブル情報

21年最近の相談から

新城設楽県民生活プラザ

## 架空請求の封書

先日、法律事務所名が書かれた封書が自分宛に届きました。書面を見ると「通販で商品を買った際の高額の未払金がある。民事裁判の手続きをしたので、払わないと裁判になる。」と書かれていました。過去に通販を利用したことがあり、その残金があるのかと思い、慌てて記載の事務所へ電話をしたところ、弁護士を名乗る男性から26万円を早急に振り込むように指示されました。裁判になっては大変だと思い、誰にも相談をせずに銀行から指定された口座へ振り込みました。その後、不審に思い警察へ届けましたが、「お金は戻らないだろう」と言われました。夫にお金を振り込んだことが見つかってしまい、叱られました。どうして自分の個人情報を知っていたのでしょうか。（50代女性からの相談）

### 処理概要

架空請求のトラブル事例について説明しました。警察へ届出済みなので、今後は法律事務所や弁護士、公的機関に似た名称をかたる手口に注意するよう伝えました。

### ☆ ポイント

トラブルを防止するために・・・利用していなければ払わない！！

このような封書やハガキには「強制執行」「裁判・訴訟」「勤務先を調査」「給料の差押え」「回収員が自宅へ出向く」「信用情報機関に登録」など不安をあおるような脅し文句が書いてあります。受け取った人の中には、過去に自分が注文したことのある別業者の未払金のことと勘違いしたり、家族が使ったと思い込んだりしてびっくりし、相手に連絡を取ってしまい、支払ってしまう場合が考えられます。勘違いや、裁判などに関わり合いになりたくないという気持ちに付け込む手口です。

利用していなければ、支払う必要はありません。利用したかもしれない場合でも、根拠のある請求書等がなければ、相手にする必要はありません。裁判所や公的機関に似た名称、また弁護士をかたる不審な封書やハガキが送られてきた場合には、必ず事前に信頼できる人に相談するか県民生活プラザに連絡しましょう。

どう守る？個人情報

まったく根拠のない架空（不当）請求が横行しています。何らかの名簿を入手した悪質業者が、その名簿に基づき、無差別・大量に根拠のない封書やハガキを送ったものと思われます。慌てて記載された番号へ電話をかけると、本人確認と称して「生年月日」「(家族の) 職場や自宅の連絡先」などを聞かれ、聞かれるがまま答えることで新たな個人情報を相手に与えてしまうケースが多くあります。今度は電話などの別の手段で架空（不当）請求をされることが予想されますので、注意が必要です。